

島根県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費給付金 交付要綱

(通則)

第1 島根県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）（以下「規則」という。）、厚生労働省が定める医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱及び医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この給付金は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、医療機関等の経営状況も踏まえつつ、医療機関等が従事者の賃金を3%分・半年間引き上げられる規模で措置することにより物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を支援することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3 この給付金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業（別記1）
- (2) 診療所等物価支援事業（別記2）

(交付額の算定方法)

第4 給付金の交付額は、次により算定された額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業（別記1）
別記1の4により算定される額とする。
- (2) 診療所等物価支援事業（別記2）
別記2の4により算定される額とする。

(交付申請)

第5 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

(給付金の概算払)

第6 この給付金は、原則として地方自治法施行令（昭和22年政令）第162条第3号に基づく概算払いとする。

2 概算払いの請求は、様式第2号により行うものとする。

(交付の条件)

第7 本給付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 本給付金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

- ① 対象医療機関等（別記1の2又は別記2の2に定める対象医療機関等をいう。以下同じ。）が地方公共団体の場合

本給付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第4号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を本給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ② 対象医療機関等が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を本給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) この給付金の交付を受けた対象医療機関等は、厚生労働省が行う、本給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(実績報告)

第8 規則第10条の実績報告は、次により行うこととする。

- (1) 診療所等賃上げ支援事業（別記1）

様式第3号により行うこととする。

- (2) 診療所等物価支援事業（別記2）

様式第1号により交付申請にあわせて行うこととする。

2 前項第1号の実績報告書は、令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。

(給付金の返還)

第9 紹介金の交付を受けた者が次の各号に該当する場合は、知事が定めた期限までに交付を受けた紹介金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 別記1の8の(2)、(3)及び(4)に該当する場合

- (2) 別記2の6の(1)及び(2)に該当する場合

- (3) 紹介金の額を確定した場合において、既にその額を超える本紹介金が交付されている場合

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この紹介金の交付に関する必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月19日から施行し、令和7年度の紹介金から適用する。

別記 1

診療所等賃上げ支援事業

1 目的

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下、別記1において同じ。）に対して賃上げに必要な経費として給付金を支給するための経費を補助し、確実な賃上げに繋げることを目的とする。

2 対象医療機関等

本事業の対象となる医療機関等（以下、「対象医療機関等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている島根県内に所在する有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション
- (2) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない島根県内に所在する有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

（※1） 「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2） 「賃上げ支援事業実績報告書（賃金改善報告書）」（様式第3号）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省が決定する。

3 本事業の対象者

本事業による賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- (1) 対象医療機関等の管理者
- (2) 対象医療機関等を開設する法人の理事長
- (3) 対象医療機関等を運営する個人事業主

4 給付金の支給額

給付金の支給額は次のとおり算定する。

| 対象医療機関等 | 支給額 |
|----------------------|--|
| (1) 有床診療所 (医科・歯科) | 許可病床数（※1）×72千円（※2） ※1 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって 令和7年8月1日時点の病床数とする。 ※2 許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支 給する。 |
| (2) 無床診療所 (医科・歯科) | 1施設×150千円 |
| (3) 訪問看護 ステーション | 1施設×228千円 |

5 本事業の内容

本事業は対象医療機関等に給付金を支給し、対象医療機関等がこれを活用して対象職員の賃金改善を行うことを目的とする。

6 賃金改善（※）の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対し

て令和8年6月1日から行うこと。

- ※ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。
- ※ 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- ※ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

7 留意事項

本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

※ 現時点でのベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- ① 事務職員
- ② 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師
(40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点での対象に含めることは検討されていない。)

8 給付金の返還について

(1) 本事業では、賃上げに必要な経費を予め対象医療機関等に交付したうえで、対象医療機関等がこれを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、令和8年6月1日からベースアップを実施したことを確認する。

具体的には、令和8年8月1日までに「賃上げ支援事業実績報告書（賃金改善報告書）」（様式第3号）を知事に提出し、知事において「4 給付金の支給額」で算定した支給額の全部が「6 賃金改善の内容」の内容に充てられていることを確認する。

(2) (1)の確認の結果、「4 給付金の支給額」で算定した支給額の全部又は一部が「6 賃金改善の内容」の内容に充てられていなかった場合は、支給額の全部又は一部を減額して交付額を確定し、減額分の返還を求める。

(3) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。

また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。

ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(4) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合は給付金の全部の返還を求める。

9 その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省及び県が協議の上、決定する。

別記2

診療所等物価支援事業

1 目的

本事業は、医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）及び無床診療所（医科・歯科）（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下、別記2において同じ。）に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

2 対象医療機関等

島根県内に所在する有床診療所（医科・歯科）及び無床診療所（医科・歯科）とする。

3 本事業の内容

有床診療所（医科・歯科）及び無床診療所（医科・歯科）に対して「4 給付金の支給額」に定める額を支給する。

4 給付金の支給額

給付金の支給額は次のとおり算定する。

| 対象医療機関等 | 支給額 |
|----------------------|---|
| (1) 有床診療所 (医科・歯科) | 許可病床数（※1）×13千円（※2） ※1 医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって 令和7年8月1日時点の病床数とする。 ※2 許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を 支給する。 |
| (2) 無床診療所 (医科・歯科) | 1施設×170千円 |

5 留意事項

給付金の支給を受けた無床診療所（歯科）は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

6 給付金の返還について

知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- (1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。

また、給付金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は給付金の全部の返還を求める。

ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

7 その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省及び県が協議の上、決定する。

(様式)

| 区分 | 対象医療機関等 | 様式番号 | 様式名 |
|--------------------------------|----------------|-------------|-----------------------|
| 共通 | 共通 | 様式第1号 | 交付申請書 |
| | | 様式第2号 | 請求書 |
| 診療所等賃上げ支援事業 | 有床診療所 | 様式第1号-① | 診療所等賃上げ支援事業申請書 |
| | | 様式第1号-①(別紙) | 届け出ているベースアップ評価料の内容 |
| | | 様式第3号-① | 賃上げ支援事業実績報告書(賃金改善報告書) |
| | | 様式第3号-①(別紙) | 2.0超部分算定シート |
| | 無床診療所 | 様式第1号-② | 診療所等賃上げ支援事業申請書 |
| | | 様式第1号-②(別紙) | 届け出ているベースアップ評価料の内容 |
| | | 様式第3号-② | 賃上げ支援事業実績報告書(賃金改善報告書) |
| | | 様式第3号-②(別紙) | 2.0超部分算定シート |
| | 訪問看護ステーション | 様式第1号-③ | 診療所等賃上げ支援事業申請書 |
| | | 様式第1号-③(別紙) | 届け出ているベースアップ評価料の内容 |
| | | 様式第3号-③ | 賃上げ支援事業実績報告書(賃金改善報告書) |
| | | 様式第3号-③(別紙) | 2.0超部分算定シート |
| 支診 援療 事所 業等 物 価 | 有床診療所 | 様式第1号-④ | 診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書 |
| | 無床診療所 | 様式第1号-⑤ | 診療所等物価支援事業申請書兼実績報告書 |
| 共通 | 共通 (地方公共団体) | 様式第4号 | 給付金調書 |